

共通取扱

保 険 期 間

- ボーナスなし（グループ共済、就業不能サポート制度、リビングリスク総合補償制度、総合医療サポート、医療プラン、医療費給付（先進医療型）、重病克服支援制度、所得補償制度）
- ボーナスあり（きすな）

1年間（2023年1月1日～2023年12月31日）で、以後毎年更新をします。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス給付部分は半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。

掛 金 の 払 込

- ボーナスなし（グループ共済、就業不能サポート制度、リビングリスク総合補償制度、総合医療サポート、医療プラン、医療費給付（先進医療型）、重病克服支援制度、所得補償制度）
- ボーナスあり（きすな）

掛金は毎月の給与から控除します。（初回は1月分より） ボーナス給付掛金は12月のボーナスより控除します。

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も、自動更新となります。＊ただし、掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

自動更新の取扱い

（総合医療サポート（生保部分）、医療プラン、重病克服支援制度）

保険期間の満了の日の2ヵ月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。

＊更新後のご契約の保険期間は1年です。 ＊更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

継続加入の取扱い

（生保部分：グループ共済（生保部分）、きすな、医療費給付（先進医療型））

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年と同額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・給付金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前のとおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

（就業不能サポート制度）

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ基準給付金月額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、基準給付金月額等の変更の申し出がない場合は、従前とおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

（損保部分：グループ共済（損保部分）、リビングリスク総合補償制度）

加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示のない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

（損保部分：総合医療サポート（損保部分））

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前とおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

（損保部分：所得補償制度）

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金月額（コース）以下で継続加入できます。

なお、更新の際に、保険金月額（コース）等の変更の申し出がない場合は、従前とおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

配 当 金

（グループ共済（生保部分）、きすな）

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

（就業不能サポート制度）

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

（配当金総額より制度運営費等、制度運営にかかる事務手数料を控除し配当率を算出します。）

＊ただし、保険期間の途中で脱退された場合には、配当金の還付はありません。

解約返れい金

（グループ共済（生保部分）、グループ共済（損保部分）、きすな、就業不能サポート制度、リビングリスク総合補償制度、総合医療サポート、医療プラン、医療費給付（先進医療型）、重病克服支援制度、所得補償制度）この制度には、解約返れい金はありません。

脱 退 に つ い て

脱退は、原則更新時のみ取扱いします。退職・死亡等の被保険者の資格を欠く事由についてのみ期中脱退を取扱いします。

代理請求特約[Y]について

（総合医療サポート（生保部分）、医療プラン）

代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる給付金・保険金について、被保険者本人が請求できない特別な事情（注）がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金・保険金を請求することができます。

（注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金・保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

指定代理請求者は、給付金・保険金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために給付金・保険金を請求する適切な関係があると当会社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人および法人の代表者を除く）

＊給付金・保険金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

＊給付金・保険金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金・保険金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

お支払いした給付金・保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。

給付金・保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金・保険金をご請求いただいてもお支払いできません。

ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

指定代理請求者に給付金・保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金・保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

税法上の取扱い

税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。

掛 金	グループ共済（生保部分） きすな、就業不能サポート制度 医療プラン 総合医療サポート（生保部分） 医療費給付（先進医療型） 重病克服支援制度	保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 （グループ共済（生保部分）の本人・配偶者、きすなの本人（月額掛金）には200円、重病克服支援制度の本人には100円の制度運営費が含まれており、これらは生命保険料控除の対象とはなりません。）
死亡保険金	グループ共済（生保部分） きすな、医療プラン 総合医療サポート（生保部分） 重病克服支援制度	●本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。＊ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・子どもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
	きすな	●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ＊ただし、受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●毎年受け取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。 $\text{雑所得} = \text{基本年金年額} + \text{増加年金年額} - \text{基本年金年額} \times \frac{\text{年金原資}}{\text{年金支給総額}}$ なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。
高度障害保険金	グループ共済（生保部分） きすな 医療プラン、総合医療サポート（生保部分） 重病克服支援制度	非課税です。

就業不能給付金 特定精神障害給付金 初期支援給付金	就業不能サポート制度	非課税です。
入院給付金	医療プラン 総合医療サポート（生保部分）	非課税です。
集中治療給付金	医療プラン 総合医療サポート（生保部分）	非課税です。
手術給付金	医療プラン 総合医療サポート（生保部分）	非課税です。
手術後療養給付金	医療プラン 総合医療サポート（生保部分）	非課税です。
特定疾病保険金 7大疾病保険金 がん・上肢内新生物保険金	重病克服支援制度	非課税です。

この制度は生命保険会社と締結したこども特約付団体定期保険契約、年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、特定精神障害給付特約付初期支援給付特約付団体総合就業不能保障保険契約、代理請求特約[Y]付疾病入院特約(2001)付集団扱無配当定期保険(Ⅱ型)契約、代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険契約、家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険契約、7大疾病保障特約付、がん・上肢内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)契約に基づき運営します。

引受保険会社：明治安田生命保険相互会社 南九州公法人営業推進部
〒860-0845 熊本市中央区上通町1-26 auneKUMAMOTO 5階 電話：096-325-7754 FAX：096-325-7762

（グループ共済（生保部分）・きすな・就業不能サポート制度）
相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

（総合医療サポート（生保部分）・医療プラン・医療費給付（先進医療型）・重病克服支援制度）
当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

（総合医療サポート（生保部分）・医療プラン・重病克服支援制度）
引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

（グループ共済（損保部分）・総合医療サポート（損保部分）・所得補償制度・リビングリスク総合補償制度）
この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約、普通傷害保険（青年アクティブ型）契約、医療保険契約、所得補償保険契約、団体長期障害所得補償保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

【引受損害保険会社】 明治安田損害保険株式会社
【取扱代理店】 鹿児島県教育用品株式会社（明治安田損害保険株式会社委託代理店） TEL 099-225-2666 ・
明治安田生命保険相互会社（明治安田損害保険株式会社委託代理店） TEL 096-325-7754

（グループ共済（生保部分）・きすな・就業不能サポート制度・総合医療サポート（生保部分）・医療プラン・医療費給付（先進医療型）・重病克服支援制度について）

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社へ上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー

指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

<保険会社からのお願い・ご注意>

（グループ共済（生保部分）・きすな・就業不能サポート制度・総合医療サポート（生保部分）・医療プラン・医療費給付（先進医療型）・重病克服支援制度）

<保険金・給付金のご請求について>

- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに鹿児島県学校生活協同組合（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

<改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について>

- ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社へ到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社へ到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

（グループ共済（損保部分）・リビングリスク総合補償制度・総合医療サポート（損保部分）・所得補償制度）
<代理請求制度について>
ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。
①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。）
②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。